

財政危機と財政改革

鶴 田 廣 巳

1 財政赤字の実態

(1) 財政赤字の現状

わが国の財政は、国と地方とを問わず、90年代に入って急速に悪化した。1999年度末におけるわが国の長期債務残高は、国と地方を合計して約600兆円、対GDP比で120.9%に達する見込みである（表1）。90年度末における国、地方の長期債務残高が約267兆円（各々200兆円、67兆円）、対GDP比で60.9%であったものが、10年に満たない間に絶対額、比率ともに倍化したのである。この間の赤字累積のテンポがいかにすさまじかったかを物語っている。とくに、日本長期信用銀行や日本債券信用銀行の破綻と金融システム不安の高まりに伴って、巨額の公的資金を投入する枠組みが整備され、同時に史上最大規模の景気対策が打ち出された98年度以降は、原則も節度も問わない財政出動が日常化し、債務累積の膨張にはもはや歯止めが失われたかの感がある。

国債の猛烈な累増に伴い、財政体質の悪化が急速に進行した。図1は一般会計の国債依存度および国債費の推移を示したものである。65年不況のなかで65年度補正予算において赤字国債が、翌66年度当初予算においては建設国債が一般会計レベルで初めて発行されたが、その後のいざなぎ景気のもとで国債依存度は急速に低下した。ところが、74～75年、第1次石油危機をきっかけとして戦後初めて全世界を同時に巻き込んだ不況は国債依存度を一気に30%以上へと押し上げた。80年代に入り、バブル経済の進行のもとで税収が大幅に伸びるとともに依存度はいったん急落し、90年度当初予算においては赤字国債の発行から脱するのに成功した。赤字国債依存からの脱却という「財政再建」路線は成功したかに見えた。しかし、バブル経済の破綻と複合不況の進行は、「財政再建」の基盤のもろさを露呈させた。国債依存度は再び急テンポでの上昇に転じ、98年度補正後予算においては38.6%と、過去最高であった79年度の34.7%を更新するに至った。95年11月、当時の武村大蔵大臣が「財政危機宣言」に始まり、その後財政構造改革法の制定、その改正、さらに凍結へと展開する「財政構造改革」の動きはこうした急速な財政事情の悪化を背景としていた。

(2) 財政赤字の国際比較

わが国の財政の現状については「フロー、ストックいずれの指標でみても主要先進国中最悪の水準¹⁾」になっているというのが、大蔵省だけでなく財政学者などのあいだでも共通の認識であろう。

表1 国及び地方の長期債務残高（1999年6月）（単位：兆円）

	1997年度末 （実績）	1998年度末 （当初）	1998年度末 （3次補正後）	1999年度末
国	357程度	389程度	412程度	446程度
うち普通国債残高	258程度	279程度	299程度	327程度
地 方	150程度	156程度	166程度	176程度
国と地方の重複分	▲ 15程度	▲ 16程度	▲ 18程度	▲ 22程度
国・地方合計	492程度	529程度	561程度	600程度
対 GDP 比	97.4%	107.0%	113.4%	120.9%

- （注） 1. GDP は、98年度は速報値。99年度は政府経済見通しによる。
 2. 98年度末の国の長期債務残高及び普通国債残高は、それぞれ実績ベースでは、408兆円程度、295兆円程度となる。

（参考） 国の長期債務残高（99年度末見込）の内訳

普通国債	327兆円程度
うち建設国債	（193兆円程度）
うち特例国債	（118兆円程度）
うち承継債務借換国債（国鉄・林野）	（15兆円程度）
交付国債、出資国債等	3兆円程度
預金保険機構特例業務基金国債（注1）	3兆円程度
国鉄清算事業団債券等承継国債	6兆円程度
一般会計借入金	8兆円程度
特別会計借入金（注2・3）	99兆円程度
合 計	446兆円程度

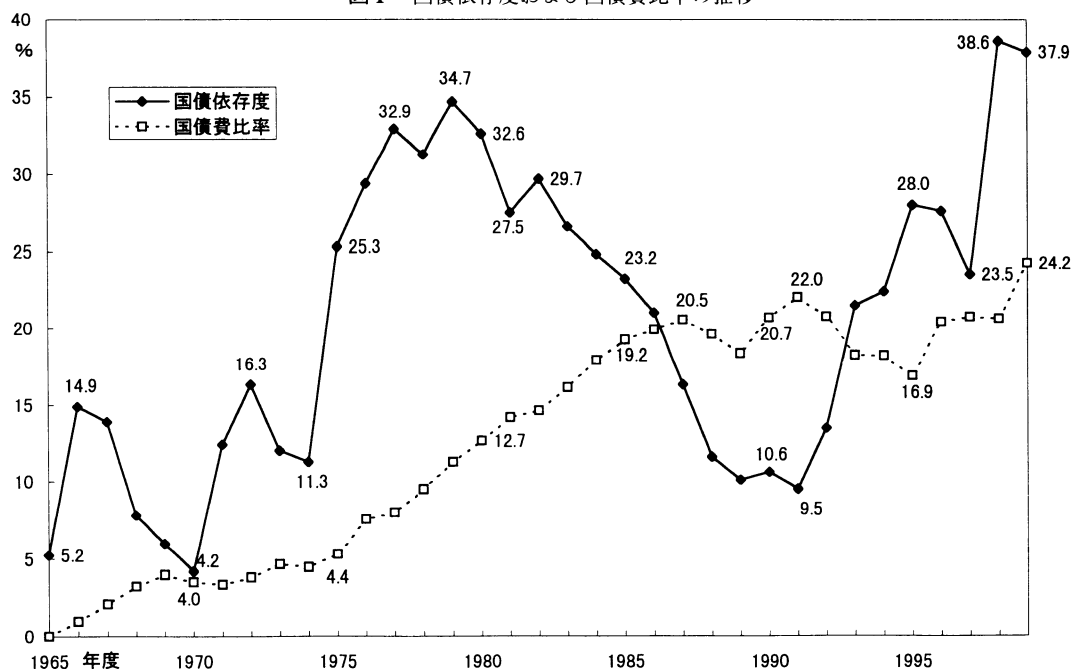
- （注1） 預金保険機構からこの国債の償還の請求があった場合には残高に異動が生じる。
 （注2） ここに含まれる郵便貯金特会借入金（61兆円程度）は、全て金融自由化対策資金（自主運用分）である。
 （注3） このうち交付税特会借入金は29.6兆円（うち国負担分7.6兆円、地方負担分22.0兆円）。
 （資料） 大蔵省「財政関係諸資料」（www.mof.go.jp）

たしかに、90年代に入ってからのがが国のバブル破綻不況の深刻さは他の先進国をはるかに凌いでおり、わが国の財政が国、地方ともに急速に悪化していることは間違いない。まず、フローのレベルについて、一般政府の財政収支の動きをみると（表2、参照）、93年前後から財政赤字の対GDP比が急速に上昇しており、他のG7諸国がいずれも近年、収支状況を好転させているのとは対照的に、97年にはG7で最悪の水準を記録するにいたった。²⁾

ついでストックのレベルでは、わが国の一般政府総債務残高の対GDP比は90年代初めには60%前後にまで低下しており、ドイツ、フランス、イギリスには及ばないものの、アメリカとならび、イタリア、カナダに比べはるかに良好な状況にとどまっていた。ところが、その後は他の諸国がその水準を維持ないし改善するなかで、ひとりわが国だけが比率を大幅に悪化させ、98年には97.3%とイタリアに次ぐワースト2を記録し、2000年にはイタリアをも上回ってワースト1になりかねない見通しとなっている（表3）。

ただ、総債務残高ではなく純債務残高をとってみると、その対GDP比は、これまではわが国がずば抜けて低い水準を達成していた。ところが、90年代後半にはこの比率も急激な悪化を示し、98年にはなおG7諸国のうちでも最も低いレベルにとどまっているものの、2000年にはアメリカ、イギリス、フランスに抜き去られ、ドイツ、カナダにほぼ並ばれる水準にまで悪化する見込みと

図1 国債依存度および国債費比率の推移



(注) 国債依存度については、97年度までは決算、98年度は補正後、99年度は当初予算ベース。国債費比率については、96年度までは決算、97、98年度は補正後、99年度は当初予算ベース。

(資料) 大蔵省主計局調査課編『財政統計』各年度版、より作成。

表2 一般政府財政収支（対GDP比）の推移

	1980年	1985	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
日本(A)	▲4.4	▲0.8	2.9	2.9	1.5	▲1.6	▲2.3	▲3.6	▲4.2	▲3.4	▲6.0	▲8.7	▲9.0
日本(B)	▲7.0	▲3.4	▲0.6	▲0.8	▲2.0	▲4.8	▲5.1	▲6.4	▲6.9	▲6.0	▲8.5	▲10.9	▲11.0
アメリカ(A)	▲1.4	▲3.2	▲2.7	▲3.3	▲4.4	▲3.6	▲2.3	▲1.9	▲0.9	0.4	1.7	1.9	1.8
アメリカ(B)	▲1.3	▲3.5	▲3.7	▲4.2	▲5.2	▲4.3	▲3.1	▲2.7	▲1.8	▲0.7	0.4	0.5	0.7
ドイツ	▲2.9	▲1.2	▲2.1	▲3.3	▲2.6	▲3.2	▲2.4	▲3.3	▲3.4	▲2.6	▲2.0	▲1.9	▲1.9
フランス	▲0.0	▲2.9	▲1.6	▲2.0	▲3.9	▲5.7	▲5.7	▲4.9	▲4.1	▲3.0	▲2.9	▲2.5	▲2.0
イタリア	▲8.6	▲12.4	▲11.2	▲10.2	▲9.6	▲9.6	▲9.2	▲7.7	▲6.6	▲2.7	▲2.7	▲2.5	▲2.1
イギリス	▲3.4	▲2.9	▲1.5	▲2.8	▲6.5	▲8.0	▲6.8	▲5.8	▲4.4	▲2.0	0.4	▲0.2	▲0.4
カナダ	▲2.8	▲7.3	▲4.5	▲7.2	▲8.0	▲7.6	▲5.6	▲4.5	▲2.2	0.9	1.3	1.6	1.7

(注) 1. 1998年までは実績、1999、2000年は予測。

2. 日本、アメリカの(A)、(B)は、前者は社会保障基金を含む収支、後者は含まない収支である。

(資料) OECD, Economic Outlook, No. 60, Dec. 1996, No. 65, June 1999.

表3 一般政府総債務残高（対GDP比）の推移

(単位：%)

	1980年	1985	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
日本	51.2	64.2	61.4	58.2	59.8	63.0	69.4	76.0	80.6	84.7	97.3	107.2	117.6
アメリカ	37.0	49.4	55.3	59.5	61.9	63.4	62.6	62.2	61.3	59.1	56.7	54.2	51.7
ドイツ	32.8	42.8	43.2	41.3	44.4	50.1	50.2	60.5	63.0	63.6	63.1	63.3	63.0
フランス	30.9	38.6	40.2	41.0	45.5	52.7	56.1	60.1	63.0	65.3	66.5	67.4	67.7
イタリア	58.1	83.0	105.4	109.3	118.3	119.9	126.1	125.2	124.3	122.4	119.9	118.5	116.8
イギリス	54.0	59.4	39.1	40.1	46.9	56.2	53.7	58.9	58.5	59.1	56.6	55.2	54.0
カナダ	44.0	63.1	71.5	78.6	86.1	92.8	95.0	96.7	96.5	92.7	89.8	85.9	81.6

(注) 1998年までは実績、1999、2000年は予測。

(資料) OECD, Economic Outlook, No. 60, Dec. 1996; No. 65, June 1999.

表4 一般政府純債務残高（対GDP比）の推移

（単位：％）

	1980年	1985	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
日 本	16.4	26.5	9.5	4.8	4.2	5.2	7.7	13.0	16.4	17.9	29.9	39.1	48.3
ア メ リ カ	21.8	32.1	38.4	41.6	44.8	46.5	47.1	46.7	46.0	44.1	41.2	38.7	36.5
ド イ ツ	11.8	19.2	18.4	19.0	25.2	33.3	38.5	43.2	45.9	46.5	47.6	48.4	48.7
フ ラ ン ス	▲ 3.3	10.8	16.3	16.5	18.8	27.2	29.8	36.4	41.9	41.8	43.6	45.2	46.0
イ タ リ ア	53.0	80.7	85.1	90.1	99.1	107.2	112.7	110.6	111.0	109.4	107.5	106.1	104.2
イ ギ リ ス	36.2	30.9	18.4	18.9	25.9	35.2	35.2	41.0	42.6	44.4	42.1	40.9	39.7
カ ナ ダ	13.3	34.2	42.6	48.0	55.8	61.5	65.0	67.0	67.6	63.8	60.9	57.0	52.7

（注）1998年までは実績，1999，2000年は予測。

（資料）OECD, Economic Outlook, No. 60, Dec. 1996; No. 65, June 1999.

なっている（表4）。

財政赤字の動きをこのように国際比較してみると、近年の悪化のテンポが異常ともいえるほど急速であることは確かである。これは政策不況と経済不況とが複合した結果である。ただ、財政赤字のもたらす問題点が、現時点において、わが国でとりわけ深刻に現れているとはいえないことも事実であろう。一般に、財政赤字の問題点として、大きくは中長期的にみて経済の活力を奪い、発展を阻害すること、また、世代間の公平を損なうこと、の2つが指摘される。そして、前者の経済発展の阻害効果として、具体的には、①雪だるま式に増える国債費を賄うために増税を余儀なくされること、②高金利あるいは金利の高止まりによってクラウディング・アウト効果が発生すること、③それを避けようとして資金供給量を増加すればインフレを促進するおそれがあること、④日本の財政政策に対する国際的な信用失墜から円が下落すること、⑤利払い費等の増加を通じて財政の硬直化をもたらし、政策的対応力を損なうこと、などの弊害が挙げられている。³⁾これらのうち、①、⑤についてはその問題点が現実化しつつあるといえるが、少なくとも②、③、④については、わが国では「さし迫った問題」として現れているとはいえない。ただし、現在の財政システムなり財政運営なりをそのまま放置しているならば、いずれこれらの問題がさし迫った問題になることは避けられないであろう。問題は、わが国の財政、経済を再生させるシナリオの内容である。

山家悠紀夫は、わが国の財政状況が先進国のなかで最悪であるとする「財政危機説」論者の主張は「誇大宣伝」であると批判した。その論点はいくつかあるが、最も重要な点は「危機説」が財政危機の将来シナリオを悲観的に描き出し、とりわけ高齢化の進展に伴う社会保障支出のために今の財政構造のままではその負担に耐えられないとして、社会保障制度の「改革」、縮小をあまりにも「性急に」説いている点を問題としたことである。それは、「高齢化社会の到来に伴う負担増は、まずは財政の問題ではなく、日本社会全体の問題である」との指摘に集約されている。つまり、年金や医療制度を変え、社会保障の公的負担を切り下げても、それは国民の「私的負担」を増加させる結果になるだけであり、財政危機が社会危機に振り替えられるだけなのである。

他の諸国と比べ、わが国の財政状況の悪化が急速に進行していることは事実である。しかし、だからといって社会サービスを縮小し、「小さな政府」を実現すれば財政改革が可能になるといって現実には単純ではない。財政赤字の規模という量的側面での悪化も問題であるが、そのこと以上に、財政危機の危機たるゆえんは、それが社会危機に振り替えられること、つまり財政危機を克服するシナリオの方向と内容に根本的な問題があるといわなければならないのではないか。

2 財政システムの検証

(1) 財政危機の原因と対策

財政構造改革を謳うからには、わが国の財政が陥っている病理についての正しい診断が不可欠である。財政赤字の原因をどのように捉えるかによって、財政改革のあり方もおのずと異なってくる。一つの代表的な見解はさきの『財政構造改革白書』のそれであろう。そこでは「財政がこのようになってしまった要因、経緯」として次の4点が挙げられている。⁵⁾

第1に「経済成長が低下傾向にあり、このため、税収の伸びも緩やかなものに止まっていること」、第2に「人口の高齢化や構造的失業の発生等の財政をとりまく状況の変化」、第3に「社会保障分野にみられるように、政府に期待される役割が増大し」、「医療、年金、福祉の歳出」が拡大の一途をたどったこと、最後に、「バブル崩壊後、税収が低迷したことと、その際、累次にわたり経済対策等を行ってきたこと」、である。

このような認識に立って、『白書』が提起する「改革」の基本的考え方は次のようなものである。

まず、高齢化の進展等の社会・経済構造の変化に伴い、「自己責任」「市場原理の活用」という理念を反映させた財政のあり方を考えていくべきである。そのため、各種の社会保障給付、農業政策における価格支持、公共投資で行うべき事業範囲などを再検討し、公的分野によるサービス水準は「自己責任」原則を貫徹させた場合には社会的平等が確保できなくなる範囲に限定すること、また、公的関与が求められる場合にも「受益と負担のバランスを維持する」必要があることである。

第2に、財政のリストラを進め、効率的、効果的な財政運営を行うために「競争原理」を活用すべきである。

第3に、景気調整のために財政が果たすべき役割を見直し、ケインズの政策の発動については「景気の先行きに対する民間部門のコンフィデンスが極端に低いことなどにより経済がデフレ・スパイラルに陥るような局面」に限定していく必要がある。

社会資本整備にコスト・ベネフィットの観点を持ち込むべきだとの主張や、ケインズ的な財政政策への慎重なスタンスなど、ある面では部分的に評価できなくもない論点が提示されているとはいえ、考え方の基本は「自己責任」「市場原理」「競争原理」、公的部門の範囲の縮小・見直しや規制緩和などを強調する新自由主義の立場に立っている。⁶⁾

はたしてこのような原因の捉え方、改革の処方箋は正しいといえるであろうか。

(2) 開発型財政システムの動向

高度成長期のわが国の財政構造の特徴が、①公共投資中心の「企業国家」、②「成長税制」のもとでの巨額の自然増収と大衆課税化、負担の不公平の進行、③一般会計の財政投融资化、公的事業の収益事業化、財政民主主義の空洞化、財政の浪費性の高まり、④官僚的集権体制のもとでの巨大な地方財政の存在、財政の下請構造のもとでの地方財政の慢性的な危機の進行、にあったことは、これまでの研究が明らかにしてきたとおりである。⁷⁾ この構造は、70年代後半以降、どの

表5 一般会計目的別歳出決算額の推移

（単位：％）

	1960～74年度		1975～84		1985～90		1991～95	
	構成比	伸び率	構成比	伸び率	構成比	伸び率	構成比	伸び率
国家機関費	7.0	15.2	5.1	7.5	5.2	12.8	5.0	▲ 1.2
地方財政費	20.8	20.1	17.1	9.1	20.7	9.7	18.7	▲ 4.8
防衛関係費	7.2	15.6	5.8	9.2	6.1	6.3	6.3	2.1
国土保全・開発費	17.4	17.9	13.5	8.2	9.8	▲ 0.1	13.3	14.7
国土保全費	3.0	17.9	2.5	9.5	1.9	▲ 0.2	2.5	14.8
国土開発費	12.0	20.4	9.5	8.5	6.9	▲ 0.5	9.7	16.0
産業経済費	11.5	22.0	8.9	4.8	6.4	2.3	5.3	7.2
教育文化費	11.6	18.6	10.7	8.4	8.4	1.6	8.3	4.2
社会保障関係費	16.4	21.8	21.5	12.3	20.5	2.8	20.8	5.9
社会保険費	7.8	25.3	12.0	13.0	11.9	4.3	11.5	3.9
生活保護費	2.6	17.2	2.3	10.0	1.7	▲ 2.5	1.5	2.8
社会福祉費	1.9	32.0	3.5	14.9	3.7	3.0	4.4	8.6
住宅対策費	1.2	24.8	1.7	13.9	1.7	4.3	1.8	10.9
保健衛生費	2.0	18.4	1.4	8.1	1.2	1.6	1.4	7.9
恩給費	3.7	12.5	3.8	12.6	3.1	▲ 0.1	2.4	▲ 1.4
国債費	3.4	49.3	12.7	28.0	19.7	7.8	19.2	▲ 2.0
合　　計	100.0	18.8	100.0	10.6	100.0	5.1	100.0	1.9

（注） 1. 一部項目を省略したため、合計は100%にならない。

2. 対前年度伸び率欄の「1960～74年度」は「1961～74年度」の数値である。

（資料）『財政統計』各年度版より作成。

ような変化を示すのであろうか。

表5は、一般会計の目的別歳出構成比・対前年度平均伸び率を高度成長、成長鈍化、バブル経済、複合不況の各時期に区分して示したものであるが、これによりながら、まず、歳出面からみてみよう。

国債費 一見して明らかなのは、高度成長期にはわずかのシェアにすぎなかった国債費が激増し、今日では歳出の4分の1を占めるまでに至っているという点である。これは、赤字国債の累積もさることながら、それ以上に公共事業のための建設国債の残高がうなぎ登りに増えたことがその元利払いの費用を膨張させたためである。国債費の伸びはとくに70年代後半が著しい。この結果、財政収支から国債費を差し引いた「プライマリー・バランス」は、G7諸国のうち他の国々が近年そのポジションを著しく改善しているのとは対照的にわが国だけが赤字幅を拡大している（表6、参照）。膨大な公的債務の累積が財政運営の柔軟性を大きく損なっているのであり、この負担を短期間に解消することは到底不可能であろう。国債費の伸びは90年代に入るとむしろ低下ないし横ばいで推移しているが、これは異常な超低金利の持続などによるところが大きい。金利が上昇する局面になれば、たとえ国債残高に変化がない場合でも国債費のいっそうの増加は避けられなくなる。

わが国の国債発行の歴史をふり返ってみると、1965（昭和40）年度末に1兆7666億円（対GDP比5.3％）にすぎなかった残高が、75（昭和50）年度以降急増し始め、80年度末95兆119億円（同38.7％）、90年度末216兆6741億円（同49.4％）、95年度末326兆3526億円（同66.8％）と、うなぎ登りに増加してきた。国の債務には、国債・借入金・短期証券などがあるが、国債のほとんどは一般会計負担の普通国債である。この普通国債はいわゆる建設国債と赤字国債とに分類されるが、大量の国債が発行されるようになった75年度以降についてみると、当該年度末の残高が前者12.9

表6 一般政府プライマリー・バランス（対GDP比）の推移

	1990年	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
日 本	3.7	3.4	2.1	▲ 0.9	▲ 2.3	▲ 3.1	▲ 3.5	▲ 2.4	▲ 4.9	▲ 7.3	▲ 7.5
アメリカ	▲ 0.5	▲ 1.0	▲ 2.2	▲ 1.4	▲ 0.2	0.3	1.1	2.3	3.3	3.4	3.1
ド イ ツ	▲ 0.1	▲ 1.3	▲ 0.1	▲ 0.6	0.3	▲ 0.1	▲ 0.2	0.6	1.2	1.2	1.3
フランス	0.8	0.5	▲ 1.1	▲ 2.6	▲ 2.4	▲ 1.3	▲ 0.6	0.3	0.3	0.5	0.9
イタリア	▲ 2.2	▲ 0.4	1.4	2.2	1.4	3.3	3.8	6.4	4.9	4.5	4.5
イギリス	0.8	▲ 0.7	▲ 4.5	▲ 5.8	▲ 4.2	▲ 2.8	▲ 1.5	0.9	3.2	2.6	2.3
カナダ	0.7	▲ 2.0	▲ 2.9	▲ 2.7	▲ 0.6	1.1	3.0	5.8	6.4	6.6	6.6

（注） 1. 1998年までは実績，1999，2000年は予測。

（資料） OECD, Economic Outlook, No. 65, June 1999.

兆円（普通国債に占める割合は86%），後者2.1兆円（同14%）であったものが，97年度末にはそれぞれ172兆円（67%），83兆円（33%）となっている。この間の赤字国債の増加ぶりももちろん著しいが，絶対額でみれば赤字国債の約80兆円増に対し，建設国債は160兆円増とむしろ後者の膨張の方が大きい。財政法では認められていない赤字国債を累積させてきたことも問題であるが，財政法第4条の但し書きによって例外的に認められているにすぎない建設国債が常態化していることも，財政節度の喪失を示す指標として同様に問題が大きいのである。

国債の累増は財政運営にゆがみをもたらすだけでなく，国民経済にも深刻な影響を及ぼしている。第1に，国債費の膨張により財政構造の硬直化が進行し，社会保障制度の大幅な縮小・見直しのプログラムを矢継ぎ早に打ち出さざるを得ない要因になっている。その結果，国民は将来の生活見通しの不確実さに備えて現在の消費を抑制し，貯蓄を増加させる傾向を強めた。このことは不況からの回復をいっそう困難にし，不況と財政危機のスパイラルを生み出している。第2に，国債の累増に伴い，赤字国債の現金償還方式の放棄と60年償還方式への切り替え（1985年度），国債整理基金への定率繰入の停止（82年度以降。90～92年度には財政状況の好転を反映して一時再開されたが，93年度以降再び停止），隠れ借金の増加など都合主義的で，安易な会計上の操作が常態化し，財政規律が弛緩した。第3に，国債依存の景気対策の積み重ねが財政節度をルーズにさせる一方，国民の間に財政に対する不信感をいっそう助長した。

国土開発費 「企業国家」を支える国土保全・開発費は，80年代の「財政再建」路線と民間活力重視の路線のもとでいったん比率を落とすが，90年代に入るとバブル崩壊後の景気対策の実施により大幅に比率を高めている。目的別歳出の75年度から95年度の年平均伸び率をみると，国土保全・開発費は国債費，社会保障関係費に次いで高い伸びを示すが，80年代前半には対前年度比でマイナスに抑制される。公共事業がふたたび息を吹き返すのは，1987年度にNTT株式の売却益が産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れられ，この資金が「補助金型」の無利子貸付金などとして地方自治体に回されるようになってからである。時あたかも第4次全国総合開発計画が策定され，大規模プロジェクトがいっせいに動き始める。こうしたことの背景にはまた，膨大な経常黒字の累積に対する諸外国からの批判の高まり，とくに日米経済摩擦を契機として「内需主導型経済への転換」を迫られることになったという事情がある。いわば内圧，外圧の両面から公共事業を加速する動きが強まったのである。こうして，1990年には「公共投資基本計画」（計画期間1991～2000年度，総額430兆円）が立案され，さらに94年には，総額630兆円へと事業規模が大幅に拡大された。90年代に入ってから伸び率は他の歳出項目を大幅に上回っている。

要するに、高度成長期の公共投資中心型の歳出構造は、その規模だけでなく中身についても根本的な見直しが行われないまま、今日に至っているといつてよい。とりわけ70年代後半や90年代など、いずれも深刻な不況に陥った際には、相変わらず事業の量を確保することが最優先され、財政出動の切り札として積極的に利用されてきたことが明瞭にみてとれる。欧米諸国では、景気対策の手段として公共事業を積極的に活用するという方式そのものが採用されてこなかったのとは対比して、きわめて好対照である。わが国では、これまで公共事業の費用効果分析についてはほとんど取り組まれてこなかった。98年度から「時のアセスメント」（公共事業の「再評価システム」）が導入されたものの、本格的な公共事業の見直しに手が着けられたとはいえない。いったん決定されるとどのような環境変化が生じようとも決して見直されることがないのが、これまでのやり方であった。この悪弊は今日なお根強く残存している。くわえて、公共事業の量と質の問題だけでなく、その経済効果についても、近年、疑問が提起されるようになった。たとえば、経済企画庁が算出した公共投資の乗数効果をみると、2.27（1974年12月公表、推計期間1957～71年度）から1.32（94年12月推計、期間1983年Ⅰ四半期～92年Ⅳ四半期）に至るまでは傾向的に低下している⁸⁾のである。公共事業は景気を浮揚させるよりもむしろ無駄と浪費をはびこらせ、財政を危機的状況に追いやる元凶となってきたといえるのではないか。

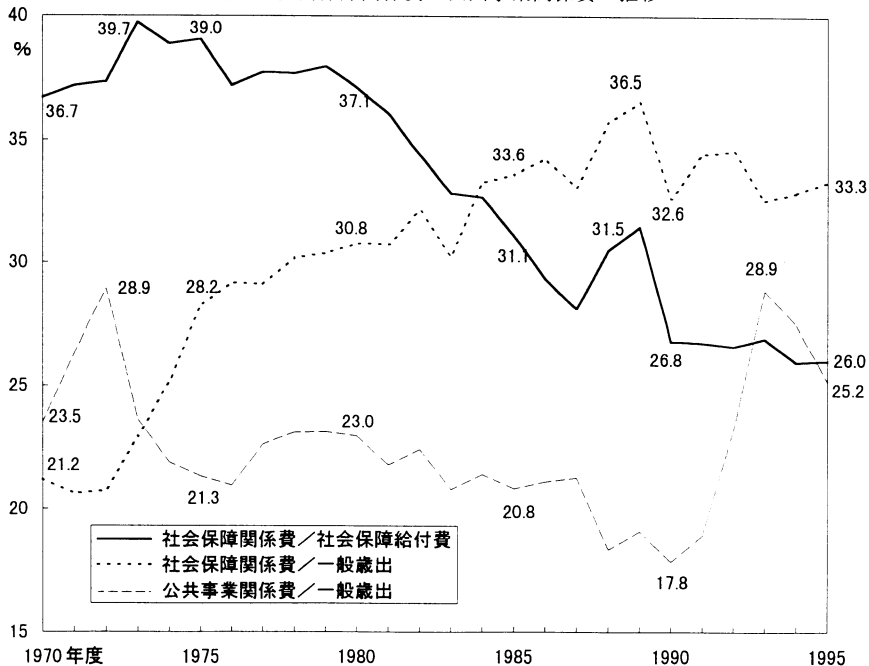
防衛費 防衛関係費もこの時期の国際情勢の大幅な移り変わりとは係わりなく着実な増加をとげ、歳出全体の増加率を上回る伸びを示している。70年代半ばに訪れたデタントもほどなく後退し、レーガン政権が対ソ強硬戦略に転ずるのに照応して、わが国でも「防衛計画の大綱」（76年閣議決定）のもとで防衛力の「質的向上」が進められた。そうしたなかで、86年にはそれまで軍事大国化への「歯止め」の象徴とされてきた「GNP 1%枠」が廃止され、いわゆる「総額明示方式」へと転換された。80年代の「行政改革」のなかでも防衛費は異例の伸びを維持した。90年代にはさすがにその伸びは若干抑制されるようになったが、在日米軍駐留経費に対する「思いやり予算」やSACO（沖縄に関する特別行動委員会）関連経費などの膨張要因を抱えている。

社会保障関係費 以上とは対照的に、地方財政費、産業経済費、教育文化費、社会保障関係費などは、むしろ低迷ないし低下傾向を示している。地方財政の問題についてはあとでふれることとして、ここでは社会保障関係費の動きについて簡単にみておこう。

社会保障関係費の推移を70年代以降についてたどってみると、一般会計に占めるそのシェアにはほとんど変化がない。一見すると、国の財政における社会保障の比重には変化がなかったかのようにみえるが、実は、この間の高齢化の急速な進展（65歳以上人口の全人口に占める割合は70年の7.1%から95年には14.6%へ）によって社会保障関係費は当然増経費だけでも相当の増加があったはずであり、シェアに変化がなかったことは逆に社会保障費見直しの規模がきわめて著しかったことを示唆している。

このことを別の側面から示すのが図2である。これによれば、社会保障関係費の一般歳出（一般会計歳出から地方交付税交付金・国債費を差し引いた政策的経費）に対する比率は、70年度の21.2%から傾向的に上昇し、95年度には33.3%となっている。ところが、社会保障関係費と社会保障給付費総額との比率をとってみると、逆に一貫して低落傾向をたどる。それは、73年度の39.7%をピークとして95年度には26%と、実に14ポイント近い下落を示している。この2つの比率の対照性が物語っているのは、制度の見直しにより社会保障給付費に対する国庫負担を大幅に削減した

図2 社会保障関係費と公共事業関係費の推移



（資料）『財政統計』各年度版、および、社会保障・人口問題研究所「平成8年度 社会保障費」
『季刊・社会保障研究』Winter '98、より作成。

にもかかわらず、高齢化の進行は社会保障予算の削減を困難にしたということである。したがって、国債費の急増によって余裕のなくなる一般歳出の枠組みのなかで、財政運営の裁量性を広げ公共事業費を拡充しようとすれば社会保障関係費の見直しがクローズアップされてくることは避けられない。政策的経費の急速な縮小は、社会保障関係費と公共事業関係費との相克を生み出すのである。低成長と不況によって税収の増加が見込めない条件のもとで借入れが避けられなくなるとすれば、選択肢はおのずと限られてくる。政府がこれまで進めてきた「財政再建」は「赤字国債からの脱却」を第一の目標に設定してきたから、赤字国債の発行につながる社会保障費のような経常的経費がまずもって第一の見直し対象に据えられることになる。いわゆる「6大改革」のひとつとして「社会保障構造改革」がとりあげられたのは、こうした背景からであった。

（3）自然増収の消滅

次に、歳入面に目を転じると、租税・印紙収入（専売納付金を含む）の比率は、高度成長期には80%を上回っていたが、成長率が大幅に低下した74、75年以降には60%そこそこまで下落した。バブル経済のなかでその比率はいったん80%近くまで持ち直すが、バブルの破綻とともにふたたび70%を割り込むに至った。税収の低迷が国債発行への大幅な依存を余儀なくさせたことはいうまでもない。国税収入は高度成長期には2桁の伸びを示したが、70年代後半からは1桁に落ち込み、90年代に入ると所得税・法人税を中心にマイナスに転じた。注目すべきは、バブル期にも税収の伸び率は高度成長期と比べれば決して高くはなかったことである。申告所得税や相続税の若干高めの伸び率にバブルの反映をうかがうことができるにすぎない（表7）。

税収の伸びの鈍化ないし落ち込みは自然増収の規模に反映する。自然増収のとらえ方にはいく

表7 国税収入および自然増収の推移

（単位：％，億円）

	1960～74年度		1975～84		1985～90		1991～96	
	構成比	伸び率	構成比	伸び率	構成比	伸び率	構成比	伸び率
直接税	66.2	19.7	70.0	9.0	73.5	9.9	68.7	▲ 4.1
所得税	32.3	20.9	38.0	10.3	38.1	11.0	38.8	▲ 4.9
源泉分	22.9	20.7	29.2	10.9	28.2	9.6	30.6	▲ 3.3
申告分	9.4	21.9	8.8	8.8	9.9	15.8	8.2	▲ 8.9
法人税	31.8	18.8	30.0	8.5	32.0	8.7	24.2	▲ 4.0
相続税	1.9	26.7	2.0	11.6	3.3	14.7	4.7	5.8
地価税	—	—	—	—	—	—	0.6	3.8
間接税	33.8	12.3	30.0	10.0	26.5	7.9	31.3	2.6
消費税	—	—	—	—	2.6	23.6	9.7	4.6
酒税	8.0	9.5	5.6	8.5	3.9	1.1	3.6	1.5
たばこ税（専売納付金）	3.8	6.8	2.8	15.2	1.9	▲ 0.0	1.8	0.7
揮発油税	6.1	15.4	5.3	8.4	3.0	▲ 1.2	3.0	3.8
物品税	4.3	16.2	4.1	9.5	2.3	▲ 29.5	0.0	▲ 48.4
関税	4.4	9.8	2.3	7.7	1.4	3.6	1.6	2.8
合計	100.0	17.0	100.0	9.2	100.0	9.3	100.0	▲ 2.1
自然増収	当初予算－前年度当初予算(A)	133,463	208,340	234,080	▲ 2,020			
	決算額－当初予算額 (B)	62,997	▲ 102,740	183,197	▲ 216,223			
	決算額－補正後予算額 (C)	17,073	▲ 8,596	105,917	▲ 24,453			
	決算額－前年度決算額 (D)	144,001	198,725	251,975	▲ 81,751			

（注） 1. 伸び率欄の1960～74年度については1961年度～74年度で計算。

2. 自然増収欄(B), (C), (D)の1991～96年度については、96年度の決算額を得られないため、91～95年度で計算。

（資料）『財政金融統計月報』各号より作成。

つかのタームがあるが、高度成長期はどのタームでみても巨額の自然増収を生み出したことがわかる。これがいわゆる「自然増収の歳出化」というメカニズムを可能にした。つまり、巨額の増収のうちその一部を減税に回すかたわら、大部分はあげて財政支出の増加にふり向け、右肩上がりの「経済成長」を支援することに動員されたのである。高度成長の終焉は大幅な収支欠陥をもたらした。すでに70年代後半にはわが国の戦後財政を特徴づけたメカニズムはその機能を失っていた。本来ならば、この時期に戦後の「高度成長型」財政構造のあり方を抜本的に見直し、「福祉・環境保全型」財政システムへの転換が図られるべきであった。しかし、改革は見送られた。その間、バブル経済は一時的に収支のバブルをもたらしたため、減税型の「税制改革」により消費税の導入に成功する一方、「財政再建」の名分のもとで抑え込まれてきた巨大プロジェクトを次々と復活させることとなり、またもや財政支出の節度を失わせる結果を招いた。かくして、バブルの破綻に伴って巨額の収支減が生ずると、わが国の財政は70年代以来抱えてきたその矛盾と問題点を一気に噴出させることになったのである。

（4）地方財政の破綻

国の財政だけでなく、地方財政の危機もまた深刻である。地方自治体の借り入れ残高（地方債・企業債普通会計負担分・交付税特別会計借入金地方負担分の合計額）は90年代に入って激増し、90年度末の約60兆円から97年度末には150兆円弱へ、わずか7年間に90兆円、2.5倍もの増加

をとげた。各年度末の借り入れ残高を当該年度の地方税収入額および一般財源合計額と対比してみると、80年度にはそれぞれ2.46倍、1.60倍であったその倍率が、バブル期の税収増を反映して91年度には1.99倍、1.35倍にまでいったん低下したものの、90年代にはこの傾向は逆転し、97年度には各々、4.14倍、2.75倍へとね上がった。

97年度決算によって地方財政の状況をみると、赤字自治体の数は意外なことに少ない。実質収支ベースでは、都道府県はゼロ、市町村も3200余の自治体のうちわずか13自治体にすぎない。今回の地方財政危機は、1950年代前半、70年代後半に次ぐ戦後3回目の危機である。50年代の財政危機のピーク時には府県の8割以上、市町村の4割近くが赤字団体に転落したのに対し、70年代には府県では6割近い自治体が赤字になったものの市町村では216団体（全体の6.6%）と、赤字団体の数では大幅に減少した。今回は、さらに減少したことになる。しかし、このことは今回の地方財政危機が深刻ではないということを意味しているわけではない。50年代と70年代以降とでは、わが国の経済力そのものの水準が大きく異なっており、政府も危機に対して減収補填債の発行や交付税特別会計の借り入れによって地方の財源不足に対処した。しかし、地方の借り入れを認めることにより赤字団体の激増という事態は免れたものの、その分危機が先送りされ、債務が累増することになった。その結果は、公債費負担比率の上昇となって地方の財政体質を著しく脆弱化させている。一般に15%が警戒ライン、20%以上が危険ラインとされる公債費負担比率の動きをたどると、60年代後半には、この比率は地方平均で5.3%にすぎなかったが、70年代以降は恒常的に2桁となっている。90年代には、10.8%（91年度）をボトムに97年度には15.2%へと、年を追うごとに悪化している。ちなみに、15%以上の自治体は、府県31自治体（都道府県全体の66.0%）、市町村は1822団体（同56.4%）となっている（97年度決算¹⁰⁾）。

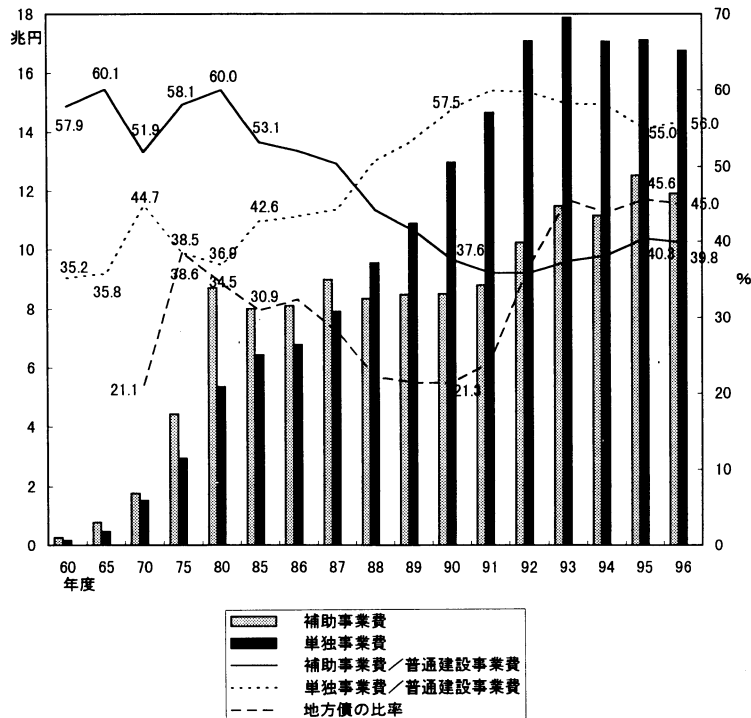
90年代の地方財政危機には、いくつかの要因が重なっている。

第1に、80年代の「地方行革」のもとで進められた国から地方への財政資金のトランスファーの大幅な抑制によって、地方財政の歳入構造が変化したことである。84年度の地方財政対策における地方交付税制度の改定、85年度以降の補助金の一律削減と補助率引き下げの恒久化によって、地方財政は依存財源を大幅に削られる結果になった。80年代後半のバブル期には税収の伸びもあり、こうした国による財源保障機能の後退は、当座は深刻な影響をもたらしたようには見えなかったが、不況によって税収が落ち込むと、地方自治体の歳入基盤の弱さを一気に露呈させることになった。

補助金が歳入に占める比率は、高度成長期から80年代に至るまでほぼ22～25%の水準を維持してきたが、近年は14%台にまで低下している。交付税の場合には、補助金とは異なって構成割合にはほとんど変化は見られないが、これは92年度以降再び交付税特別会計が借り入れを行い、地方の財源不足に対応しているためである。この借入金の元利返済については、基本的に国と地方とで負担することとされており、結局のところ、地方への負担転嫁と問題の先送りが行われているにすぎない。ちなみに、97年度末の交付税特別会計借入金残高のうち地方負担分は15兆2137億円に達している。

第2に、80年代後半以降、国際公約となった内需拡大の推進やバブル破綻後の不況対策に地方財政が動員され、安易な借り入れ依存の公共事業の拡大が進められたことである。地方歳出に占める普通建設事業費の割合は、72年度に36.9%と過去最高を記録した後次第に低下し、76年度に

図3 補助・単独事業費（決算）の動向



（資料）自治省編『地方財政白書』各年度版，より作成。

は28.2%まで下落した。その後、国の景気対策に応じて反転したが、80年代前半は「行政改革」の影響もあって漸減傾向をたどった。これが増加に転じるのは87年度以後である。その割合は86年度の26.6%から93年度には33%にまで上昇した。

図3をみると、地方は87年度以降、単独事業を急増させたことがわかる。この結果、補助事業と単独事業の比率は完全に逆転した。単独事業の中身をみると、半分以上が土木費によって占められており、「ふるさとづくり」や民活事業の促進などのスローガンのもとに第3セクターをも活用したハコもの整備や大規模開発が積極的に進められたことがうかがえる。これらの事業には、国も交付税措置（元利償還の保証など）と地方債の起債許可とを組み合わせた財源措置を認めることにより、地方による公共事業の積み増しを積極的に後押しした。国の誘導と地方の側の安易な借金依存とが相まって、不況の長期化によって税収の低迷が続くと、地方の財政状況は一気に暗転する結果を招いたのである。

地方財政が危機を繰り返す背景には、従来から指摘されてきたわが国の集権型の行財政構造がある。権限の中央集中、事務配分の不明確さ、独自の税源基盤の弱さ、国による財政調整の規模の大きさなど、戦前から持ち越してきた地方自治・財政権の固有の弱さに対して、70年代以来その改革が提案されてきたが、今日に至るまで改革は先延ばしされてきた。国は国策に沿ってさまざまな行財政手段を使って地方自治体を誘導する一方、地方も中央依存に安住する。地方自治、とりわけ住民自治に基づく財政的自治の発展は遅々として進んでいないのが現実である。

表8 一般政府資産負債残高の変動（1970年末～1997年末）

項 目	1997年末残高			増 減 額(10億円)				増減額構成比(%)		
	金 額 (10億円)	構成比 (%)	倍 率 (倍)	合 計	中央政府	地方政府	社会保障 基金	中央政府	地方政府	社会保障 基金
1. 有形資産	519,559	55.6	16.2	487,484	14,725	87,863	605	3.0	18.0	0.1
1) 純固定資産	406,254	43.5	18.5	384,292	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
2) 再生産不可能有形資産	113,305	12.1	11.2	103,193	14,725	87,863	605	14.3	85.1	0.6
1 土地	104,846	11.2	11.7	95,903	14,668	80,632	603	15.3	84.1	0.6
2 森林	8,459	0.9	7.2	7,290	56	7,232	2	0.8	99.2	0.0
2. 金融資産	414,591	44.4	30.4	400,936	149,208	36,868	226,891	37.2	9.2	56.6
1) 現金通貨・通貨性預金	3,178	0.3	5.8	2,628	220	2,106	303	8.4	80.1	11.5
2) その他の預金	100,678	10.8	91.6	99,579	42,586	20,647	36,347	42.8	20.7	36.5
3) 短期債券	2,478	0.3	31.6	2,400	2,401	0	▲1	100.0	0.0	▲0.0
4) 長期債券	26,739	2.9	34.4	25,962	8,284	▲5	17,684	31.9	▲0.0	68.1
5) 株式	751	0.1	35.1	729	521	72	136	71.5	9.9	18.6
6) 政府貸出金	39,831	4.3	17.4	37,546	25,052	8,479	5,970	66.7	22.6	15.9
7) 生命保険	22,533	2.4	662.7	22,499	4,013	0	18,487	17.8	0.0	82.2
8) 一般政府繰入金	4,142	0.4	4.8	3,282	3,282	0	0	100.0	0.0	0.0
9) その他の金融資産	214,263	22.9	26.9	206,309	62,849	5,570	147,966	30.5	2.7	71.7
期末資産	934,150	100.0	20.4	888,420	163,932	124,731	227,496	18.5	14.0	25.6
3. 負債	505,682	54.1	57.1	496,833	379,098	128,594	1,172	76.3	25.9	0.2
1) 短期債券	28,923	3.1	34.0	28,072	28,072	0	0	100.0	0.0	0.0
2) 長期債券	297,924	31.9	72.4	293,810	252,285	41,525	0	85.9	14.1	0.0
3) 市中借入金	11,419	1.2	44.0	11,160	245	10,916	▲1	2.2	97.8	▲0.0
4) 政府借入金	160,646	17.2	55.8	157,767	82,561	75,987	1,173	52.3	48.2	0.7
5) 買入債務	203	0.0	13.8	189	22	166	0	11.8	88.2	0.0
6) その他の負債	6,567	0.7	9.0	5,836	15,914	▲2	0	272.7	▲0.0	0.0
4. 正味資産	428,468	45.9	11.6	391,587	▲215,166	▲3,862	226,324	▲54.9	▲1.0	57.8
期末負債および正味資産	934,150	100.0	20.4	888,420	163,932	124,731	227,496	18.5	14.0	25.6

（注）有形資産、期末資産、正味資産、期末負債および正味資産、の各項目については、純固定資産の中央・地方政府・社会保障基金の内訳が分からないため、増減額は合計額と一致せず、また、増減額構成比の合計は100%にならない。
（出所）経済企画庁『国民経済計算年報（平成11年版）』1999年、より作成。

（5）一般政府のストック構造

財政収支というフローのレベルだけでなく、一般政府のストックの状況についてみるために、貸借対照表の推移をみてみよう（表8）。1970年末と97年末とを比較すると、金融資産が30倍、有形資産が16倍の増加を示したのに対し、負債はじつに57倍もの膨張をとげたために、正味資産は12倍弱の伸びに止まったことがわかる。負債は長期債券・政府借入金を中心に9兆円弱から459兆円にまで膨れあがり、総資産に占める比重も19%から54%にまで上昇した。他方、資産の方をみると、金融資産と固定資産のシェアが入れ替わり、金融資産は30%から44%にまで比率を上昇させている。金融資産のうちで増加ぶりが著しいのは、その他の金融資産・その他の預金・生命保険となっている。一方、有形資産は、土地など再生産不可能有形資産、純固定資産とともに絶対額では増加を示しているものの、比率は低下した。

この表から読みとれるのは、①一般政府、とくに中央政府の財政赤字が著しく増加している、②この期間に純固定資産は384兆円、土地などの再生産不可能有形資産も103兆円の増加を示しているが、そのなかには必要性の乏しいハコもの・構築物の建設や道路整備などに象徴されるように、固定資産の不良資産化が進行しているのではないかと、③金融資産も同時期に401兆円の増加

をとげているが、株式市場での PKO（Price Keeping Operation 価格維持操作¹¹⁾）や国債投資・財政投融资などの増加を反映して、その内容の不良資産化が進んでいるのではないかと、いうことである。資産の不良化と負債の激増とは、両面から一般政府部門の財務状況の悪化を押し進めているように思われる。とくに、中央政府は純固定資産がカウントされていないとはいえ、この間に 215兆円もの正味資産の減少に見舞われており、資産状況の悪化は深刻である。

政府の実物資産、金融資産の利用形態、資産価値、収益性等についてはその実態が調査されていないため、大まかな動向を推測する以外にない。しかし、利用する車もまばらな高速道路づくりや時代遅れの干拓事業、防災の役に立たないダム事業などにストップがかからない現状から判断する限り、政府のバランス・シートは悪化することはあっても、改善していることは考えにくい。「土建国家」の見直しは急務である。

3 「財政構造改革法」の破綻と経済戦略会議答申

(1) 「財政構造改革法」の顛末

1998年12月、「財政構造改革の推進に関する特別措置法停止法」が成立し、財政構造改革法（以下、財革法という）は、その施行を当分の間停止することとなった。停止解除の時期は、「我が国経済が回復軌道に入った後に、経済・財政状況等を総合的に勘案して判断する¹²⁾」とされている。前年11月末に成立してからわずか1年余りの間に改正、さらには凍結へと追い込まれたことは、この法律に決定的な欠陥があったことを示唆している。

当初の財革法の主な内容は次のとおりである。すなわち、①2003年度までの改革期間のあいだに国・地方の財政赤字の対GDP比を3%以下に抑制する、②同年度までに赤字国債の新規発行をゼロとし、公債依存度を97年度の水準以下に引き下げる、③国民負担率を50%以下に抑制する、④これまでのシーリング制（一律削減）にかえてキャップ制を取り入れ、各分野毎に個別に支出削減率を設定する（社会保障は98年度歳出増を3000億円以下に抑制・その後2年間は対前年度比2%以下、公共事業は98年度には対前年度比7%削減・その後2年間は前年度水準以下など）、⑤地方自治体の一般歳出を抑制し、補助金を大幅に見直して地方財政を厳しく抑制する、などである。みられるように、GDP比3%以下というとくに根拠のない赤字削減目標を、短期間に、主として歳出削減によって達成しようとしているところにその特徴がある。しかも、分野別の削減率をみると、一見公共事業の削減割合が最も大きいようにみえるが、実際には表面上の大幅縮減とは裏腹に、90年代の不況対策によって膨れあがった水準からの微減にすぎないのに対し、対照的に、社会保障などの場合の歳出縮減はきわめてシビアで、かつ具体的であることに関しては、すでに指摘されているところである。¹³⁾

要するに、「財政構造改革」の最大の目的が、赤字国債の発行ゼロ・財政収支の均衡をはかるために、少子・高齢社会の進展のなかで予想される社会保障予算の膨張にどのように歯止めをかけるのかということに置かれていたことは明らかである。このことは、①財革法が支出削減の対象とするのが当初予算ベースであり、補正予算は事実上対象外とされているため、補正の積み上げによって財政構造改革が尻抜けとなるおそれがあったこと、②建設国債と赤字国債との区別を

利用し、後者の抑制は明言されているが前者は見直しの対象外とされたこと、③「特別会計を含むすべての歳出分野を対象とした改革を推進する」ことを方針としながら、道路整備特別会計など問題の多い特別会計の改革が見送られていたことなど、財革法は全体として公共事業に甘い「土建国家型」予算編成の余地を大幅に残したものとなっていたのとはきわめて好対照であった。財革法が財政の「構造改革」をうたい文句にしながら、実際には既存の財政体質に根本的な改革を斧を振るうことなく、「社会保障構造改革」を最大の拠り所にして収支均衡を図ろうとするものであったことは、前節での分析からも明らかである。

次いで、改正された財革法の内容は次の3点である。すなわち、①目標年次を2年延長して2005年度とする、②「著しく異常かつ激甚な非常災害の発生」または「経済活動の著しい停滞」が生じた場合の赤字国債の発行縮減を一時停止するいわゆる「弾力条項」を導入する、③99年度に限り社会保障関係費の伸び率を「おおむね2%」を上回らないことと規定したキャップを停止するが、その増加は極力抑制する、である。この改正は、不況の深刻化に対応して決定された2度にわたる特別減税と総事業費16兆6500億円にのぼる総合経済対策の決定の結果避けられなくなった建設国債の増発によって、財革法の数値目標が事実上実現不可能となったことを受けて、財革法を現実に合わせて手直ししたにすぎない。特別減税の実施は赤字国債の縮減を不可能にし、建設国債の増発と相まって財政赤字削減の目標期限もその達成がほとんど不可能になったからである。したがって、改正は財革法のもつ根本的欠陥を変更するものではまったくなく、あくまでも目先の景気対策のための辻褄合わせの修正にとどまっていた。

そして、財革法の凍結もまた、景気対策に財政政策が従属させられるという路線の帰結にほかならなかった。日本長期信用銀行、日本債券信用銀行の経営破綻と国有化に象徴される金融システムの危機のなかで、98年11月、減税を含め総額27兆円とされる過去最大規模の緊急経済対策が決定されたが、そのなかで財革法の凍結の方針が打ち出されたのである。

（2）財革法の欠陥

財革法がなぜ行き詰まったのか、どのような欠陥を抱えていたのか。結論を先取りして言えば、それは、①「コンフィデンス・クライシス」をひき起こしたこと、②旧来型の行財政システムの「構造」そのものに切り込む改革には手が着けられなかったこと、に集約されるであろう¹⁴⁾。

第1に、「コンフィデンス・クライシス（信頼性の危機）」とは、政府の施策に対する不信から国民が生活の自衛行動を強めることを意味している。このままでは生活の見通しを描けなくなるという危機意識が国民のあいだに高まっているという意味合いでは、「サステナビリティ・クライシス（維持可能性の危機）」といってもよい。歳出構造の見直しは、主として国民生活に密接に関連する分野に集中している。年金・医療・福祉などの社会保障を中心に、教育・中小企業・農業などの分野で負担の引き上げやサービス水準の切り下げなど、負担と給付の両面から財政の合理化が進められようとしている。他方では、「経済構造改革」や経済戦略会議「日本経済再生への戦略」などによって規制緩和・グローバリゼーション・リストラを後押しする政策は、国民のあいだに雇用不安や所得水準の低下、将来の生活への不安を増幅させている。こうして、国民は、リストラと社会サービスの縮小の両面から、消費を切りつめてできるだけ貯蓄を積み増そうとする一方、所得水準の落ち込みや失業などに直面した人々は多重債務苦やローン破産に陥るケース

が増加している。国民が生活防衛行動に走れば走るほど、消費不況は深刻の度を加え、また財政危機の進行には歯止めがかからない。政府が特別減税などの景気対策を行っても、先行きの生活不安に対する懸念が解消されない限り、民間消費が本格的に回復することは望み薄であろう。財政構造改革をはじめとする「新自由主義改革」は政府の役割あるいは公共政策に対する信頼感を急速に低下させたのである。こうした状況を打開するためには、わが国の経済社会の再生に対するビジョンの転換が必要である。

第2に、旧来型の行財政システムに対する「構造改革」の試みがまったく行われていないため、財政の浪費体質にはなんら変化がない。ひとつは、公共投資依存の「開発型行財政構造」が手つかずのまま温存されていることである。道路・ダム・河口堰・干拓・首都機能移転・5全総での長大橋構想など相も変わらぬ巨大公共事業が十分な費用効果分析や環境影響評価も行わないまま推進されようとしている。たとえば、道路ひとつを取りあげてみても、ムダと非効率の象徴しか形容しようのない整備計画が「行政改革」や「財政構造改革」の最中に堂々と進められている。わが国の高速道路網は国土開発幹線自動車道建設法に基づいて進められているが、1987年の同法改正により、21世紀初頭までの高速道路の建設予定総延長はそれまでの7600キロメートルから一気に1万1520キロメートルに引き上げられた（ちなみに、かつて『日本列島改造計画』が打ち上げた整備目標は1万キロメートルであった）。一般国道の自動車専用道路を含めると、同時期に1万4000キロメートルの建設が予定されている。1996年度現在の高速道路延長は5930キロメートル（一般国道の自動車専用道路を含めても6551キロメートル）であるから、21世紀初頭（目標時期は明確ではない）までというわずかの期間に、現在の倍以上の高速道路が建設される予定になっているのである。¹⁵⁾

いまひとつは、この点と関連するが、政・官・業のトライアングルという最大の既得権構造がブラック・ボックスのまま残され、その抜本的改革に手が着けられていないことである。ここでも、道路建設を例に取りあげると、道路整備5カ年計画は期間延長の対象にならなかっただけでなく、96年12月、5年ぶりに開かれた国土開発幹線自動車道建設審議会（国幹審）は36区間982キロメートルを基本計画から着工前提の整備計画へと格上げした。この時の国幹審の会長は橋本首相（当時）であり、委員31名のうち関係省庁大臣10名、政党代表議員13名、学識経験者（メンバーはほとんど財界関係者）8名となっている。この審議会の最大の問題は、国幹審での決定は国会へは持ち込まれず、建設大臣の道路公団への施工命令によりただちに動き出すということである。国民のチェックはどこからもかからない仕組みになっているのである。¹⁶⁾

3番目が、問題の先送りである。その典型的な例が、旧国鉄の累積債務問題の解決をめぐるドタバタ劇、あるいは隠れ借金の累増、さらにまた国債整理基金への定率繰り入れの停止などにみられるが、これらは、結局、最後はすべて国民にツケが回ってことになる。しかし、その場しのぎの会計操作はこれだけにはとどまらない。道路公団・本四連絡橋公団・国有林野事業特別会計など、公共事業を推進する特殊法人や特別会計が有する巨額の固定負債や累積債務は、事業を進めれば進めるほど累増する仕組みとなっている。事業計画そのものを根本から見直さない限り、財政破綻は避けられない。無責任・密室・不透明を特徴とする業界型政治・行政は問題先送りを常套手段にするが、このことは事態をいっそうこじらせるだけである。

（3）経済戦略会議の提言する「構造改革」

経済危機・金融システム危機の進行に対応して財政法が凍結された後、現在、「日本経済の再生」と「財政再建」の指針となっているのは経済戦略会議の答申「日本経済再生への戦略」（1999年2月26日¹⁷⁾）である。この提言の内容をここで詳しく検討する余裕はないが、財政改革の行方を考えるうえで最小限必要な限りでふれておきたい。

戦略会議が提起する基本戦略は5点からなる。すなわち、①日本経済の自律回復への道筋を示すと同時に、国民・市場の財政破綻に対する懸念を払拭すること、②規制・保護や護送船団から訣別し、創造性と活力にあふれた健全な競争社会を構築し、セーフティ・ネットを整備すること、③バブル経済の本格的な清算を行うと同時に、間接金融に過度に依存した日本型金融システムを21世紀にふさわしい新しいシステムに変革すること、④活力と国際競争力のある産業の再生に向けた枠組みを早急に整備すること、⑤21世紀に向けた戦略的インフラ投資を重点的に行うこと、である。答申は、経済回復プロセスを、第1段階「バブル経済の集中的清算期間」（1999～2000年度頃）、第2段階「成長軌道への復帰と経済健全化期間」（2001～2002年度頃）、第3段階「財政再建、構造改革による本格再生のための期間」（2003年頃以降）の3期間に区分し、今後10年を提言の実行期間として想定している。

経済回復のプロセスでは、戦略会議の主張する構造改革が先送りになる「停滞シナリオ」、構造改革が強力に進められる「経済再生シナリオ」、可能性は低いが備えが必要とされる「危機シナリオ」が示される。このうち、「停滞シナリオ」の場合には財政収支の悪化は危機的なものになり、中央・地方政府の長期債務残高の対GDP比は98年度の約110%から10年後にはその約2倍近くへ上昇し続けるとされている。したがって、「経済再生シナリオ」をまず実現し、その後、抜本的な財政バランス改善策を講じる必要があるとされている。要するに、第1段階では当面、「景気回復と金融システム安定化を最優先した財政金融政策の運営を行う」とされているのである。

そのうえで、「財政のサステナビリティ」回復に向けて、次の5つの方策が提起される。

- ① 中期的な目標として、「プライマリー・バランスの均衡化による持続可能な財政」を10年程度先に実現することを掲げる。
- ② 徹底した歳出削減とアウトソーシングにより、GDPに対する政府規模を大幅に縮小する。
- ③ 国公有財産の可能な限りの売却・有効活用を行う。
- ④ 上記②、③に加えて、課税ベースの適正化を行っても、なおプライマリー・バランスの改善を達成できない場合には、直間比率の見直しや消費税率の引き上げも「視野に入れざるを得ない」。
- ⑤ 5年間の中期経済・財政見通しを毎年公表する。

答申はさらに、以上の提言に基づいて具体的に赤字削減策を実行する場合に、その前提となる留意点を指摘する。それは、①景気の動向を無視して、一律的かつ硬直的な形での歳出削減や税収増加措置をとれば、かえって景気後退や財政赤字の悪化を招くリスクがあること、②公的セクターのスリム化・効率化を基本とし、各種の構造改革の断行により経済を自立的な回復軌道に乗せることにより、財政赤字の縮小を実現させるべきこと、③公的セクターの見直しこそ、資源配分の徹底した効率化と新たな成長機会の拡大を通じて、経済の活性化を実現すること、である。

このようにみえてくると、戦略会議答申の基本的な性格が明らかになってくる。それは、公的部門の抜本的な「改革」と市場原理の「最大限」の活用による「日本的システム」の「再生」の主張である。¹⁸⁾

答申は、「日本経済の成長の足枷要因」として3つの要因を指摘する。第1は、「雇用・年金の先行きに対する不安、財政赤字の急膨張など国民の将来不安の高まりが景気の無視できない抑制要因となっている」ことである。この指摘はそのとおりである。ところが、こうした不安の原因は、「日本型の雇用・賃金システムや手厚い社会保障システムが制度としてのサステナビリティ（持続可能性）を失いつつあることに起因」するものだと説かれる。これでは、要するに、企業が抱える「過剰雇用」、社会保障制度が保障する手厚い将来債務を見直さなければ、日本経済の再生はないことになる。だが、このことは、答申みずからが指摘する「国民の将来不安」をいっそう高めて、デフレ圧力を強めることになるのではないか。

第2は、「規制・保護や横並び体質・護送船団方式に象徴される過度に平等・公平を重んじる日本型社会システムが公的部門の肥大化・非効率化や資源配分の歪みをもたらしている」ことである。この指摘だけをみれば、「小さな政府」の「大きな役割」と表された膨大な行政指導や、地方自治体に対する中央の事細かな監督・規制、金融業界と監督官庁とのもたれ合いなどの問題点をついているようにみえる。そうだとすれば、その対応は、必要な規制と不必要な規制を点検し、不必要なものを見直し、整理する、また、地方自治体の自己決定権を高めるため、地方に財源・権限を移譲するなど中央・地方の行財政関係を抜本的に改革する、あるいは、金融監督行政の透明性を高め、公正なルールを明確化し、国民にとって有用な情報公開を徹底して行うなど、公共性と民主主義を回復し、徹底させる改革こそ必要になってくるはずである。ところが、ここでも答申は、「公的部門を抜本的に改革する」（つまり、「小さな政府」の実現）とともに「市場原理を最大限働かせることを通じて（中略）新しいシステムを構築することが必要である」とされるのである。まさしく新古典派経済学、新自由主義の処方箋である。

第3は、「日本の含み経営」や「土地担保融資をベースとする日本型間接金融システム」が「グローバル・スタンダードからみて非効率化し、リスクへの挑戦を困難にしている」ことである。日本型の土地本位制経済が異常な地価高と株高をもたらした元凶であることはそのとおりであり、公共性の確保の観点からの土地利用計画の整備、土地利用計画と土地課税とのリンク、土地投機の抑制、不動産金融のあり方の改革などが要請される。ところが、この場合にも答申が関心を持つのは、「わが国の有する豊富な貯蓄が21世紀の日本経済の発展に資する形で有効かつ効率的に活用される」よう「21世紀に相応しい新たな金融システムの構築」を急ぐことである。ここでは、アメリカの金融覇権の下で日本の膨大な金融資産を利用して世界的規模で金融活動を展開することにより投機的利得を収益獲得の主要な基盤にしようという戦略が中心に据えられている。

以上の観点から、答申が提言する「構造改革」の対象は、第1に「切磋琢磨し競争する場としての機能が弱い反面、既得権を持つ人に対して、たいした努力が見られなくても所得を保障するという過度の生活保障機能が存在」する日本社会、第2に「機能が低下している間接金融システム」、第3に「大規模な過剰債務と過剰設備及びこれに伴う過剰雇用」を抱える産業、第4に投資効果が不十分な「インフラ投資」の4分野である。

答申が提起する「構造改革」の具体的内容は多様であるが、その基本コンセプトともなっている「健全で創造的な競争社会」とは、要するに「過度に結果の平等を重視する日本型の社会システム」から訣別した「個々人の自己責任と自助努力をベースとする」社会である。国民に「自己責任と自助努力」を要求する答申も、金融システム改革や「バブル経済の本格清算」にあたっては金融業界にもゼネコン業界にも責任問題と切り離してさまざまな事後処理措置を提言していることは、この答申の限界を物語っている。本当の既得権益勢力の既得権に切り込まない「構造改革」では痛みは国民にばかり求められる結果となる。

99年11月、「経済新生対策」が決定された。その規模は18兆円とされる。政策不況が深刻化して以来、98年4月からこれまで3次にわたって採られてきた経済対策の合計は60兆円を上回る。90年代に実施された合計9次の経済対策を総計すると、130兆円近い。今日、景気浮揚のためには財政バランスに拘泥することなく、膨大な財政資金がつぎ込まれている。このままでは、国民のとしての負担と痛みはあまりにも耐え難いものになるのではないか。

4 財政改革の課題

わが国の財政システムが構造改革の必要に迫られていることは明らかである。しかし、すでに破綻した構造改革なき「財政構造改革」、あるいは戦略会議の提言する「日本経済再生・財政再建」路線が、日本財政が直面する問題の正しい解決方向を提示していたのか、あるいは提示しているのかといえ、答えは否である。では、私たちはどのような方向をめざす必要があるのか。最後にこの点に簡単にふれて、とりあえず本稿のしめくくりとしよう。ただし、ここでは改革を進める基本原則にふれるにとどめ、詳細は他日を期したい。また、当面の景気対策としての財政対応については考慮の対象としていないことを予めお断りしておきたい。

(1) サステナブル型財政への転換

まず第1に、「開発志向型」の財政を「サステナブル型」財政へと転換する課題である。「サステナブル型」とは、高齢化の進行や資源・環境保全の要請の高まりに対応して、財政運営のあり方も持続的発展の可能な福祉・環境保全型に転換することを意味する。持続可能な発展(sustainable development)という考え方は、国連の「環境と開発に関する世界委員会」(通称ブルントラント委員会)の報告書「Our Common Future」¹⁹⁾をきっかけとして国際的に注目を集めるようになった。経済成長至上主義はわが国ではとりわけ根強い信仰となっており、政府も行政指導から公共事業や補助金政策、租税政策などあらゆる手段を動員して経済成長の促進を図ってきた。しかし、世界に前例を見ない「高度成長」を達成した後においてさえ国民が「豊かさ」を感じられないだけでなく、これからの高齢社会の先行きにも明るい見通しをもてないということは、「開発型」システムの限界を示す以外の何者でもない。国民の「生活の質」を確保するためのインフラストラクチャとして、財政システムを福祉・環境保全を最優先する「サステナブル型」へと改革することが必要になっている。

（2）分権・自治権型財政の実現

第2の課題は、わが国に特有の集権型の行政・財政システムの抜本的な改革である。「自治権型」ないし「分権型」の財政を求める動きは国際的にもかつてなく高まっている。わが国でも、95年には「地方分権推進法」が制定され、地方分権推進委員会において分権のためのプログラムの検討が進められてきた。その成果は、機関委任事務の廃止と法定受託事務の新設、税・補助金改革の提案などを提案した5次にわたる勧告として具体化された。しかし、国の財政危機に阻まれ、地方税や交付税など地方の一般財源の拡充などについては、残念ながら見るべき改革は完全に見送られた。国庫補助負担金についても、その一般財源化などにもふれられているが、全体として地方に対する財源保障機能は後退した。それだけ、中央の官僚機構の壁が厚く、改革に対する抵抗も強かったことを示唆している。

地方財政の危機に対して現在最大の対応策と考えられているのは、市町村合併や自治体のリストラである。しかし、高齢化社会のなかで、今後ますます自治体の果たす役割が重要性を増す時代にあって、自治体は権限も財源も保障されずにどのようにして地域社会を支えてゆけばよいのか。これでは「国から地方へ」は中身の無いスローガンとなり、国の責任放棄でしかなくなる。ただ、自治体の側も中央追従では事態の打開は不可能である。住民参加の多様で具体的なあり方を模索して住民とともに行財政自治権を発展させていく途を追求し、そのためにも行財政情報を徹底して公開していく努力なくしては、財政再建と地域社会の再生は望めないであろう。

（3）財政体質の改革

第3に、政・官・業のもたれ合いと業界政治・業界行政という財政の浪費体質を改革することである。バブル経済とその破綻は「市場の失敗」と「政府の失敗」とが相乗的に作用した結果であり、今回の財政危機の直接の原因である。「護送船団方式」は一般に金融の分野におけるもたれ合い構造を表現したものであるが、同時に、わが国の行財政システム全体の特質を言い当てた概念でもある。もたれ合いは政治と行政の無責任さ・密室性・不透明性をもたらし、業界政治・業界行政をはびこらせ、半面で金融業界、不動産業界などの無責任さ・倫理の欠如（モラル・ハザード）を招いた。この体質にメスを入れ、改善しない限り、どのような改革提案も絵に描いた餅にならざるをえない。

（4）財政投融资の改革

第4に、本稿では扱えなかったが、第2の予算といわれる財政投融资の改革も重要な課題である。これまで財政投融资の実態は十分に公開されてこなかったため、国民の民主主義的コントロールが及ばず、その運営に公共性が確保されていない。そのため、財投機構は財政の膨張体質の受け皿となり、非効率な公共事業を特殊法人などを通じて維持していくためのパイプとなってきた。その結果、たとえば道路公団にみられるように（第2の国鉄のおそれ）財投対象機関のなかには巨額の累積債務を記録する機関が生まれており、国鉄清算事業団や国有林野事業と同様に、結局、一般会計によってその手当てをせざるをえなくなるおそれが強い。ちなみに、国債・借入金等の所有者別残高をみると、近年、日本銀行、金融自由化対策資金、簡易生命保険などの割合が高まっており、政府部門全体（日銀を含む）の保有割合は98年度末には60%を上回っている。²⁰⁾い

わば国の借金の多くが政府の内部金融によって賄われている様子が浮き彫りになる。他方、地方債の借入先は90年度以降、市中銀行の比重が高まっている。財投資金の運用対象が地方から国へシフトしていることがうかがえる。実施時期についてはいまだ決定されていないが、現在の財投システムは改編され、原資は管理する機関において自主運用し、他方、これまでの中間機関や財投対象機関は財投債、財投機関債を発行して資金調達を行うというように、財投制度に市場システムの導入が図られることになっている。こうしたなかで、政策金融のあり方をどのように改革するのか、また、地域金融は財投システムのなかでどのように位置づけられるべきなのか、あるいは、地方債の起債に財投はどのように係わるのかなど、今後に残された検討課題は多い。

注

- 1) 石弘光監修〔1996年〕『財政構造改革白書』東洋経済新報社、15～16ページ。
- 2) 一般政府から社会保障基金を除外した収支レベルでみると、すでに96年に G7 諸国の中で最悪の水準となっている。
- 3) 財政制度審議会「財政の基本問題に関する報告」（1995年12月12日）前掲『財政構造改革白書』所収、参照。
- 4) 山家悠紀夫〔1997年〕『偽りの危機 本物の危機』東洋経済新報社、第4章、参照。
- 5) 石弘光監修、前掲書、18～20ページ。
- 6) 林宜嗣は財政危機の短期的、特殊的要因と傾向的、構造的要因とを区別して捉えるべきことを強調し、前者の要因としてバブル崩壊後の税収の低迷と公共投資増を中心とした経済対策を、後者の要因として経済成長率の低下による税収の伸びの鈍化といった歳入面の要因と拡大主義的財政運営、高齢化をはじめとする社会経済情勢の変化による財政支出の増加といった歳出面の要因を挙げている。財政赤字が拡大する背景には、人間は無限の欲求を持っている一方、財政により提供される財・サービスは税や公債により財源が賄われるため、財政が許す限り欲求は公的需要として認識され、財政支出を増加させるという現実があるという。したがって、財政支出の拡大圧力にさらされている今日の財政をスリムにするためには、財政が果たすべき役割の原点に立ち戻って課題を整理する必要があるとして、9つの「検討課題」を提示し、財政構造改革はこの課題に答えていくことだとしている。それらの「検討課題」はある面では背けなくもないが、基本的には新自由主義的観点に立つものである。林宜嗣〔1987年〕『財政危機の経済学』日本評論社、第1章、参照。
- 7) 宮本憲一〔1981年〕『現代資本主義と国家』岩波書店、参照。
- 8) 石弘光〔1997年〕『国の借金』講談社新書、75ページ、建設経済研究所〔1997年〕『公共投資リポート』大成出版社、参照。ちなみに、各モデルの公表時期順に公共投資乗数を並べると、2.27（74年）、1.34（77年）、1.27（81年）、1.47（85年）、1.35（87年）、1.39（91年）、1.32（94年）となっている。
- 9) 岩波一寛・谷山治雄・中西啓之・二宮厚美〔1998年〕『日本財政の改革』新日本出版社、257～258ページ。
- 10) 自治省〔1999年〕『地方財政白書（平成11年版）』大蔵省印刷局、34ページ。
- 11) この点については、たとえば、次を参照。西前輝夫「株で大損する「国民の財産」」『AERA』1998年4月20日号。
- 12) 大蔵省『財政の現状と今後のあり方』1999年7月、34ページ。
- 13) たとえば、梅原英治「財政構造改革——その手法と歳出削減のカラクリを暴く」二宮厚美・自治体問題研究所編〔1997年〕『国家改造と自治体リストラ』自治体研究社、所収など参照。
- 14) 小此木潔も、「改革」という看板のもとで、歳出の抑制をはかるというだけで、肝心の構造改革はほとんど手つかず」だと批判している。小此木潔〔1998年〕『財政構造改革』岩波新書、21～39ページ、参照。

- 15) 川北英隆 [1997年]『財政投融资ビッグバン』東洋経済新報社, 114～115ページ。
- 16) 野田峯雄 [1997年]「高速道路」『世界』8月号, 103～104ページ。
- 17) この報告については, 日本工業新聞特別取材班編 [1999年]『経済戦略会議報告 樋口レポート』日刊工業新聞社, 参照。本書が収録しているのは, 99年2月に公表された最終報告のみであるが, 戦略会議はこのほかに, 「短期経済政策への緊急提言」(98年10月), 「日本経済再生への戦略(経済戦略会議中間とりまとめ)」(98年12月)を発表している。
- 18) 経済戦略会議の批判を含め, 新古典派経済学とその政策についての包括的な批判と検討については, 金子勝氏に学ぶところが多い。金子勝 [1998年]『反経済学』新書館, 同 [1999年]『セーフティーネットの政治経済学』ちくま新書, 同 [1999年]『反グローバリズム』岩波書店, など参照。
- 19) World Commission on Environment and Development, Our Common Future, 1987. 大来佐武郎監修 [1987年]『地球の未来を守るために』福武書店。
- 20) 日本銀行調査統計局 [1999年]『金融経済統計月報』第6号, 210ページ。

参 考 文 献

(本文中に引用した文献は除く。)

- 五十嵐敬喜・小川明雄 [1997年]『公共事業をどうするか』岩波新書。
- 石弘光監修 [1997年]『財政構造改革の条件』東洋経済新報社。
- 石山嘉英 [1998年]『超高齢化社会の経済学』日本評論社。
- 猪瀬直樹 [1997年]『日本国の研究』文藝春秋。
- 井堀利宏 [1997年]『日本の財政改革』ちくま新書。
- 岩田一政・深尾光洋編 [1998年]『財政投融资の経済分析』日本経済新聞社。
- 岩本康志・大竹文雄・齊藤誠・二神孝一 [1999年]『経済政策とマクロ経済学』日本経済新聞社。
- 植田和弘 [1996年]『環境経済学』岩波書店。
- 大蔵省理財局 [1997年]『財政投融资リポート '97』。
- 岡本祐三・八田達夫・一圓光彌・木村陽子 [1996年]『福祉は投資である』日本評論社。
- 貝塚啓明・金本良嗣編 [1994年]『日本の財政システム』東京大学出版会。
- 金子勝 [1997年]『市場と制度の政治経済学』東京大学出版会。
- 経済企画庁編 [1997年]『「構造改革のための経済社会計画」の推進状況と今後の課題』大蔵省印刷局。
- 小村武 [1992年]『予算と財政法 [改訂版]』新日本法規。
- 斎藤精一郎監修 [1996年]『日本再編計画』PHP 研究所。
- 斎藤精一郎 [1998年]『10年デフレ』日本経済新聞社。
- 自治体問題研究所編 [1998年]『自治体の「市場化」』自治体研究社。
- 『週刊東洋経済』編集部 [1997年]『霞が関を解体せよ』東洋経済新報社。
- 新藤宗幸 [1995年]『日本の予算を読む』ちくま新書。
- 田中直毅 [1997年]『ビッグバン後の日本経済』日本経済新聞社。
- 富田俊基 [1997年]『財投解体論批判』東洋経済新報社。
- 富田俊基 [1999年]『国債累増のつけを誰が払うのか』東洋経済新報社。
- 橋本正二郎・垣内亮 [1997年]『財政危機からどう脱出するか』新日本新書。
- 林栄夫 [1968年]『財政論』筑摩書房。
- 堀内昭義 [1998年]『金融システムの未来』岩波新書。
- 宮本憲一 [1989年]『環境経済学』岩波書店。
- 宮脇淳 [1995年]『財政投融资の改革』東洋経済新報社。
- 宮脇淳・宮下忠安 [1995年]『財政システム改革』日本経済新聞社。
- 吉田和男 [1997年]『官僚崩壊』日本評論社。
- 吉田和男 [1997年]『破綻する日本財政』大蔵財務協会。

- 吉田和男〔1998年〕『財政改革が日本を救う』日本経済新聞社。
- 吉田和男・小西砂千夫〔1996年〕『転換期の財政投融资』有斐閣。
- 渡辺治・後藤道夫編〔1996～97年〕『講座 現代日本』（全4巻）大月書店。
- Eisner, R. [1994], *The Misunderstood Economy*, Harvard Business School Press. 都留重人監訳〔1995年〕『経済の誤解を解く』日本経済新聞社。
- Gould, A. [1993], *Capitalist Welfare Systems: A Comparison of Japan, Britain and Sweden*. 高島進ほか訳〔1997年〕『福祉国家はどこへいくのか』ミネルヴァ書房。
- OECD [1997], *OECD Economic Surveys, 1996-1997, Japan*. 経済企画庁調整局監訳〔1997年〕『日本の構造改革は成功するか』東洋経済新報社。
- Ishi, H. [1993], *The Japanese Tax System*, 2nd ed.